

令和6年度 準要保護就学援助費

学年	小学校												
	学用品費	通学用品費 (第1学年を除く)	校外活動費 (宿泊なし)	校外活動費 (宿泊あり)	新入学 児童生徒 学用品費等	クラブ 活動費	体育実技 用具費	生徒会費	PTA会費	オンライン 学習通信費	学校給食 費	修学 旅行費	医療費
1	○ 11,630円		○ 1,600円		○ 57,060円			○ 4,650円	○ 3,450円	△	○ 現物支給		※○
2	○ 11,630円	○ 2,270円	○ 1,600円					○ 4,650円	○ 3,450円	△	○ 現物支給		※○
3	○ 11,630円	○ 2,270円	○ 1,600円					○ 4,650円	○ 3,450円	△	○ 現物支給		※○
4	○ 11,630円	○ 2,270円		○ 3,690円		○ 2,760円		○ 4,650円	○ 3,450円	△	○ 現物支給		※○
5	○ 11,630円	○ 2,270円		○ 3,690円		○ 2,760円		○ 4,650円	○ 3,450円	△	○ 現物支給		※○
6	○ 11,630円	○ 2,270円	○ 1,600円			○ 2,760円		○ 4,650円	○ 3,450円	△	○ 現物支給	○ 22,690円	※○

学年	中学校												
	学用品費	通学用品費 (第1学年を除く)	校外活動費 (宿泊なし)	校外活動費 (宿泊あり)	新入学 児童生徒 学用品費等	クラブ 活動費	体育実技 用具費	生徒会費	PTA会費	オンライン 学習通信費	学校給食 費	修学 旅行費	医療費
1	○ 22,730円			○ 6,210円	○ 63,000円	○ 30,150円	○ (柔道) 7,650円	○ 5,550円	○ 4,260円	△	○ 現物支給		※○
2	○ 22,730円	○ 2,270円		○ 6,210円		○ 30,150円		○ 5,550円	○ 4,260円	△	○ 現物支給		※○
3	○ 22,730円	○ 2,270円				○ 30,150円		○ 5,550円	○ 4,260円	△	○ 現物支給	○ 60,910円	※○

※○印が支給対象費目です。ただし、次に注意願います。

(1) 医療費は、学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病について、学校保健安全法第14条の規定により学校の集団健診で治療の指示を受けた場合の治療に要する費用に限ります。

医療券を発行しますので、事前に学校に申し出てください。

【学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病】

①トラコーマ、結膜炎 ②白癬、疥癬、膿痂疹 ③中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド

④寄生虫病（虫卵保有者を含む） ⑤う歯

(2) 学校給食費は、現物支給となります。（学校からの給食費の引き落としはありません）

(3) △オンライン学習通信費は、世帯単位での支給となります。（1世帯：14,000円）